

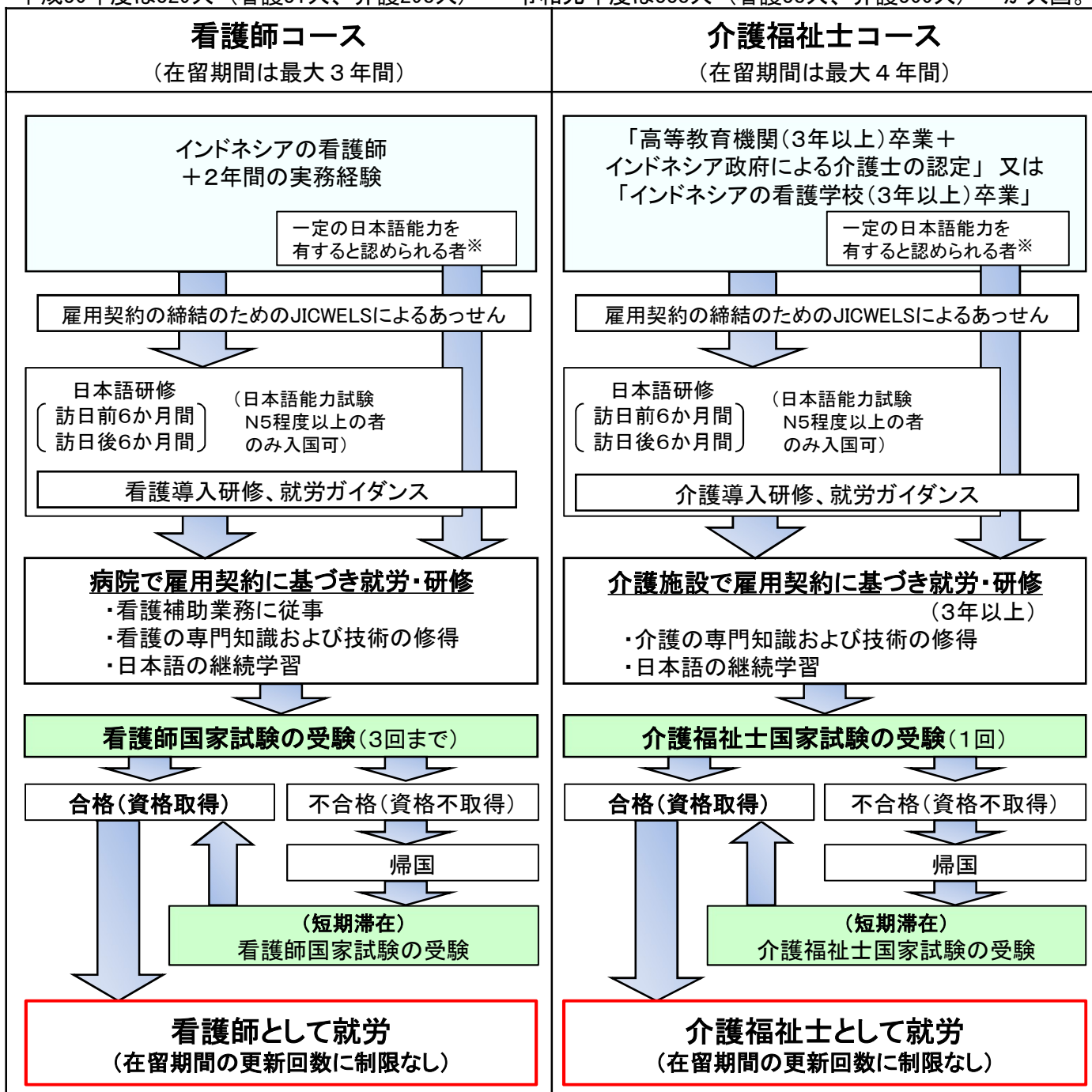
インドネシア人看護師・介護福祉士候補者 令和元年度受入れスキーム

趣旨・目的等

- 日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
- 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）	平成21年度は362人（看護173人、介護189人）
平成22年度は116人（看護39人、介護77人）	平成23年度は105人（看護47人、介護58人）
平成24年度は101人（看護29人、介護72人）	平成25年度は156人（看護48人、介護108人）
平成26年度は187人（看護41人、介護146人）	平成27年度は278人（看護66人、介護212人）
平成28年度は279人（看護46人、介護233人）	平成29年度は324人（看護29人、介護295人）
平成30年度は329人（看護31人、介護298人）	令和元年度は338人（看護38人、介護300人） が入国。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度以上の日本語能力がある場合、訪日前後の日本語研修を免除。
訪日前日本語研修開始前約2年間に日本語能力試験N3又はN4を取得した者については、訪日前の日本語研修を免除。